

**静岡県告示第280号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	賀茂郡南伊豆町青市字折尾根下ノ久保 1083 番の 5 から 賀茂郡南伊豆町湊字和田谷 34 番の 4 まで	令和6年3月29日

=====

**静岡県告示第281号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大富藤枝線	焼津市中新田字大島 11 番の 2 から 焼津市中新田字蔵下 510 番の 16 まで	令和6年3月31日